

# 静岡市上下水道局

## 令和7年度水質検査計画



水のボトル缶（プロ野球チーム「くふうハヤテベンチャーズ静岡」コラボデザイン）

### 目次

1	基本方針	1
2	水道事業の概要	2
3	原水から給水栓までの水質状況及び水質管理上の留意点	7
4	定期の水質検査	8
5	臨時の水質検査	20
6	水質検査方法	20
7	水質検査計画及び水質検査結果の公表	21
8	水質検査結果の評価及び水質検査計画の見直し	21
9	水質検査の精度と信頼性の保証	22
10	関係者との連携	22

## 1 基本方針

静岡市上下水道局では、市民の皆様に安全でおいしい水道水をお届けするために以下の基本方針に基づき水質検査計画を策定し、これに則って水質検査を行います。

- (1) 水質検査地点は、水道法で検査が義務付けられている給水栓に加えて、取水施設及び水道水源河川とします。
- (2) 水質検査項目は、水道法で検査が義務付けられている毎日検査項目、水質基準項目及び本市が水質管理上必要とする項目とします。
- (3) 水質検査頻度は、水道法に基づくとともに、過去の検査結果を評価して、項目ごとに設定します。
- (4) 水質検査計画に基づいて実施した水質検査結果はホームページにて公表します。
- (5) 水質検査は、水道GLP※に基づき信頼性が保証された体制のもと自己検査で行うことを基本とし、農薬類、ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)、嫌気性芽胞菌、クリプトスポリジウム、ジアルジアなどの一部の項目については、水道法第20条第3項に基づく登録水質検査機関に委託して行います。

※ 水道GLP（水道水質検査優良試験所規範）とは、水質検査機関による水質検査結果の信頼性確保を目的として、（公社）日本水道協会によって制定された規格です。



JWWA-GLP055

水道 GLP 認定マーク

## 2 水道事業の概要

静岡市上下水道局では、市内全域に給水を行っています。

静岡地区（葵・駿河区）では、一級河川安倍川の伏流水とその流域の地下水を主な水源とし、清水地区（清水区）では、二級河川興津川の表流水とその流域の地下水を主な水源とする他、由比川や向田川、堰沢川の表流水を水源としています。また、葵区の間山地域においては、平成 29 年度に簡易水道事業から経営統合された 17 の給水区域が点在し、河川の表流水及び地下水を水源としています。

### （1）給水状況

本市の給水状況は、下表のとおりです。

給水状況（令和 5 年度）

区 分	内 容
給 水 区 域	静岡市内
給 水 人 口	661,891（人）
普 及 率	98.0（行政人口％）
給 水 戸 数	312,557（戸）
1 日 平 均 配 水 量	229,822（m <sup>3</sup> ）

### （2）施設の概要

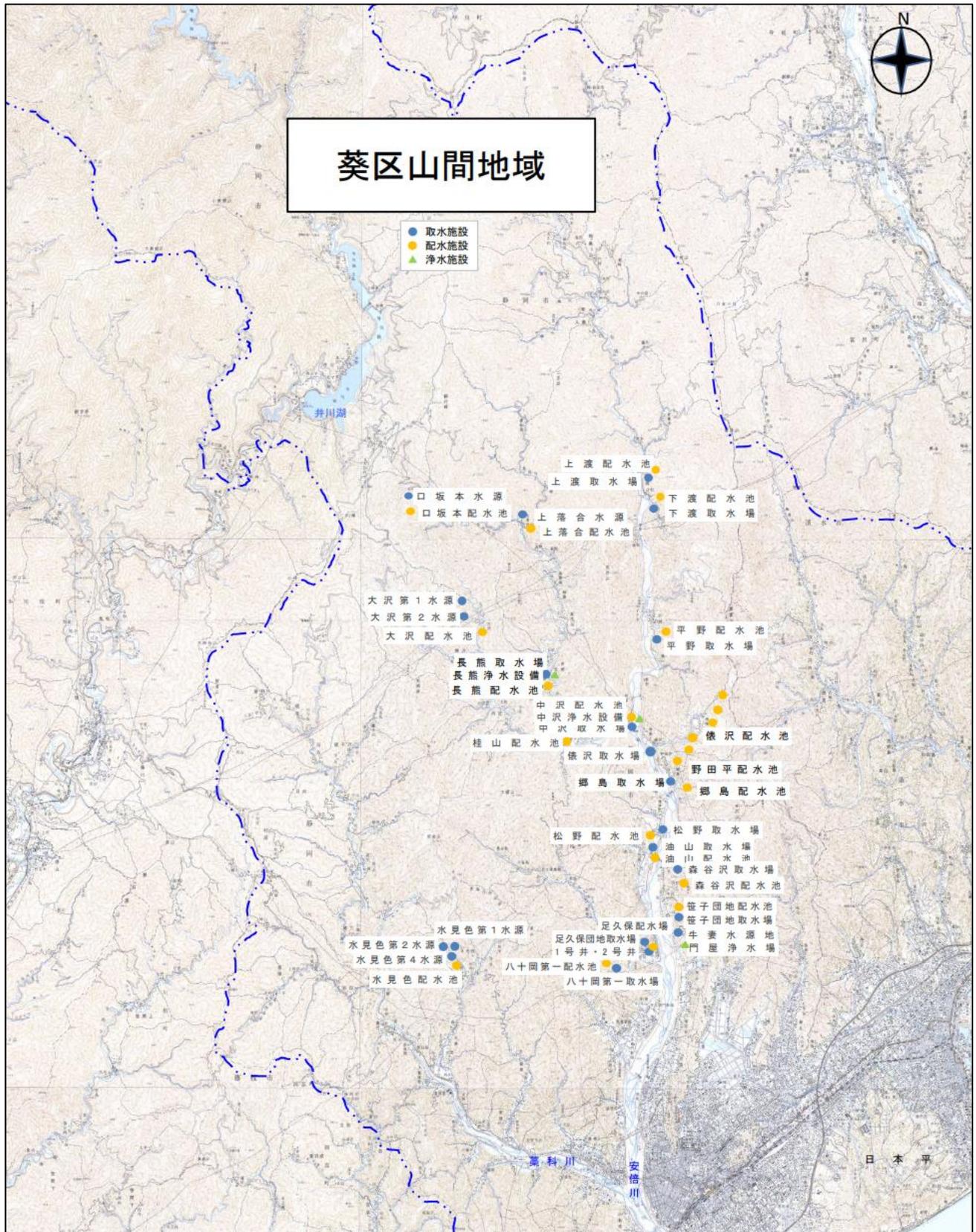
表流水 10 か所、伏流水 1 か所、地下水 61 か所（浅井戸 12 か所、深井戸 49 か所）で取水を行っています。水源の種別や水質の状況に応じて、急速ろ過・緩速ろ過・塩素消毒のみ・膜ろ過・紫外線処理の 5 つの浄水方式を採用しています。

水源の種別	取 水 施 設	所 在 地		浄水処理を行う施設	浄 水 方 式	クリプト 対策指針
安倍川（伏流水）	牛 妻 水 源 地	葵 区	門 屋	門 屋 浄 水 場	急速ろ過	レベル 3
					緩速ろ過	
浅 井 戸	門屋取水井（予備井）				急速ろ過	レベル 2
浅 井 戸	与一取水場 1 号井	葵 区	与 一	与 一 取 水 場	塩素消毒のみ	レベル 2
深 井 戸	与一取水場 2 号井					レベル 1
深 井 戸	与一取水場 3 号井					レベル 1
浅 井 戸	与一取水場 4 号井					レベル 2
深 井 戸	与一取水場 5 号井					レベル 1
深 井 戸	与一取水場 6 号井					レベル 1
深 井 戸	上 伝 馬 取 水 場					葵 区
深 井 戸	井 宮 取 水 場	葵 区	平 和	同 左	塩素消毒のみ	レベル 1

水源の種別	取水施設	所在地		浄水処理を行う施設	浄水方式	クリプト対策指針
深井戸	田町取水場	葵区	田町	田町配水場	塩素消毒のみ	レベル1
深井戸	田町西取水場	葵区	田町			レベル1
深井戸	田町第3取水場	葵区	田町			レベル1
深井戸	服織取水場	葵区	千代	同左	塩素消毒のみ	レベル1
深井戸	城内取水場	葵区	駿府町	城内配水場	塩素消毒のみ	レベル1
深井戸	城内第2取水場	葵区	西草深町			レベル1
深井戸	城内第3取水場	葵区	城内町			レベル1
深井戸	柳町取水場	葵区	柳町	柳町配水池	塩素消毒のみ	レベル1
深井戸	慈悲尾第1取水場	葵区	慈悲尾	同左	塩素消毒のみ	レベル1
深井戸	慈悲尾第2取水場	葵区	慈悲尾	同左	塩素消毒のみ	レベル1
深井戸	安倍口取水場	葵区	安倍口新田	同左	塩素消毒のみ	レベル1
深井戸	安倍口第2取水場	葵区	安倍口団地	同左	塩素消毒のみ	レベル1
深井戸	足久保団地取水場1号井	葵区	足久保口組	足久保配水場	塩素消毒のみ	レベル1
深井戸	足久保団地取水場2号井	葵区	足久保口組			レベル1
表流水	口坂本水源	葵区	口坂本	口坂本ろ過池	緩速ろ過	レベル4
浅井戸	上渡取水場	葵区	渡	同左	塩素消毒のみ	レベル2
深井戸	下渡取水場	葵区	渡	下渡浄水設備	紫外線処理	レベル3
深井戸	平野取水場	葵区	平野	同左	塩素消毒のみ	レベル1
表流水	上落合水源	葵区	上落合	上落合浄水設備	急速ろ過	レベル4
表流水	大沢水源	葵区	大沢	大沢浄水設備	急速ろ過	レベル4
浅井戸	長熊取水場	葵区	長熊	長熊浄水設備	紫外線処理	レベル3
浅井戸	桂山取水場	葵区	落合	同左	塩素消毒のみ	レベル2
浅井戸	中沢取水場	葵区	中沢	中沢浄水設備	紫外線処理	レベル3
浅井戸	俵沢取水場	葵区	俵沢	俵沢配水場	塩素消毒のみ	レベル2
深井戸	郷島取水場	葵区	郷島	同左	塩素消毒のみ	レベル1
深井戸	松野取水場	葵区	松野	同左	塩素消毒のみ	レベル1
深井戸	油山取水場	葵区	油山	同左	塩素消毒のみ	レベル1
浅井戸	森谷沢取水場	葵区	牛妻	同左	塩素消毒のみ	レベル3
浅井戸	笹子団地取水場	葵区	牛妻	同左	塩素消毒のみ	レベル2
深井戸	八十岡第1取水場	葵区	足久保口組	同左	塩素消毒のみ	レベル1
表流水	水見色水源	葵区	水見色	水見色浄水設備	急速ろ過	レベル4

水源の種別	取水施設	所在地		浄水処理を行う施設	浄水方式	クリプト対策指針	
深井戸	丸子新田取水場1号井	駿河区	丸子新田	鎌田配水池	塩素消毒のみ	レベル1	
深井戸	丸子新田取水場2号井					レベル1	
深井戸	上川原取水場	駿河区	上川原			レベル1	
深井戸	向敷地取水場1号井	駿河区	向敷地	向敷地配水場	塩素消毒のみ	レベル1	
深井戸	向敷地取水場2号井	駿河区	向敷地			レベル1	
深井戸	中島取水場	駿河区	中島	西島配水場	塩素消毒のみ	レベル1	
深井戸	中田取水場	駿河区	中田本町			レベル1	
深井戸	下島取水場	駿河区	登呂			レベル1	
深井戸	中原取水場	駿河区	中原	南安倍配水場	塩素消毒のみ	レベル1	
深井戸	南安倍取水場1号井	駿河区	西中原			レベル1	
深井戸	南安倍取水場2号井					レベル1	
深井戸	南安倍取水場3号井					レベル1	
深井戸	南安倍取水場4号井			レベル1			
深井戸	八幡取水場1号井	駿河区	南八幡町	八幡配水池	塩素消毒のみ	レベル1	
深井戸	八幡取水場3号井					レベル1	
深井戸	馬渕取水場	駿河区	馬渕	同左	塩素消毒のみ	レベル1	
深井戸	高松取水場	駿河区	登呂	同左	塩素消毒のみ	レベル1	
奥津川(表流水)	承元寺取水口	清水区	承元寺町	清水谷津浄水場	急速ろ過	レベル4	
深井戸	八木間ポンプ場1号井	清水区	八木間町			レベル1	
深井戸	八木間ポンプ場2号井	清水区	八木間町			塩素消毒のみ	レベル1
深井戸	八木間ポンプ場3号井	清水区	八木間町			レベル1	
浅井戸	和田島浄水場取水施設1号井	清水区	和田島	和田島浄水場	膜ろ過	レベル3	
浅井戸	和田島浄水場取水施設2号井					レベル3	
浅井戸	和田島浄水場取水施設3号井					レベル3	
小河内川(表流水)	小河内浄水場取水口	清水区	小河内	小河内浄水場	緩速ろ過	レベル4	
向田川(表流水)	蒲原第1取水口	清水区	蒲原	蒲原第1浄水場	緩速ろ過	レベル4	
堰沢川(表流水)	蒲原第2取水口	清水区	蒲原堰沢	蒲原第2浄水場	緩速ろ過	レベル4	
深井戸	蒲原3号井	清水区	蒲原東	蒲原第3浄水場	塩素消毒のみ	レベル1	
深井戸	蒲原4号井	清水区	蒲原東			レベル1	
深井戸	蒲原5号井	清水区	蒲原			レベル1	
由比川(表流水)	由比第1取水口	清水区	由比入山	由比第1浄水場	急速ろ過	レベル4	
桜ノ沢川(表流水)	由比第2取水口	清水区	由比入山	由比第2浄水場	急速ろ過	レベル4	





水道施設位置図（葵区山間地域を抜粋）

### 3 原水から給水栓までの水質状況及び水質管理上の留意点

#### (1) 原水

静岡市は、「2 (2) 施設の概要」で示すとおり、表流水、伏流水、地下水（浅井戸、深井戸）計 72 か所の多様な水源を有しています。いずれの水源においても、原水は良好な水質が保たれています。しかし、流域の開発による環境変化や異常気象、その他の汚染要因によって原水の水質に変化が生じる可能性があるため、水源の種別ごとに下表の項目について留意しています。

留意すべき項目	汚染要因	水源の種別			
		表流水	伏流水	地下水 (浅井戸)	地下水 (深井戸)
大腸菌	動物の糞便	○			
金属類	生活排水、工場排水	○			
硝酸態窒素	肥料、畜舎排水	○	○	○	
揮発性有機化合物	有機溶剤排水	○	○	○	
セレン ヒ素 マンガン	地質由来の金属			○	○
塩化物イオン	地下水の塩水化				○
有機物	降雨、河川工事	○	○	○	
	生活排水、工場排水	○	○		
臭気	油類の流出事故、井戸のケーシング不良	○			○
濁度	降雨、河川工事	○	○	○	
農薬類	農薬	○	○	○	
嫌気性芽胞菌 クリプトスポリジウム ジアルジア	動物の糞便	○	○	○	

#### (2) 給水栓水

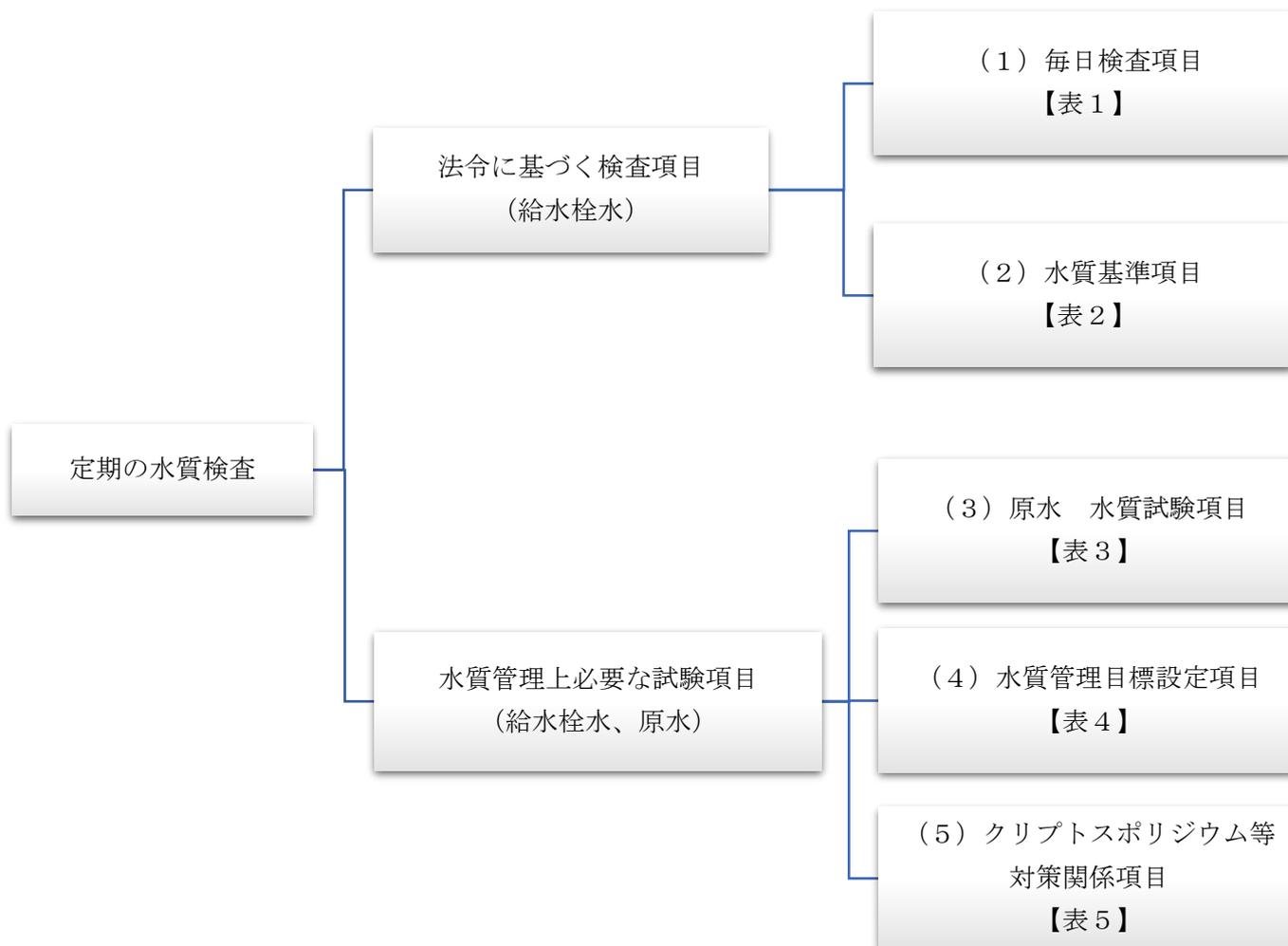
給水栓水は、全ての検査地点において水質基準を満たしており、安全で良質な水をお届けしています。

水質管理上の留意すべき項目は、総トリハロメタン等の消毒副生成物、鉄、臭気、色度、濁度、残留塩素としています。

#### 4 定期の水質検査 (項目・頻度)

水道法で検査が義務付けられている毎日検査項目、水質基準項目に加えて、水質管理上必要な試験項目について、定期的に検査をしています。

給水栓水では、取水施設又は配水施設の系統ごとに代表的な水質を確認できる箇所を検査地点に設定しています。原水では、取水施設等を原水試験箇所としています。



##### (1) 毎日検査項目 (表1)

1日1回以上行う色及び濁り並びに消毒の効果に関する検査として、配水系統末端の52か所で実施します。このうち、42か所では自動水質監視装置が設置されており、「色度」「濁度」「残留塩素濃度」を24時間連続で監視します。残り10か所では、地区管理補助者が「色」「濁り」「消毒の残留効果」を1日1回検査します。

検査地点は、P.13～16 配水系統と水質検査箇所のうち「毎日検査」で示す箇所とします。

【表1】 毎日の水質検査項目

No.	検査項目	評価	頻度
1	色	異常がないこと	1日1回以上
2	濁り	異常がないこと	1日1回以上
3	消毒の残留効果 (残留塩素)	0.1 mg/L 以上	1日1回以上

## (2) 水質基準項目 (表2)

毎月検査地点として設定した48か所において、水道法に定められた頻度で水質基準項目51項目の検査を実施します。

検査地点は、P.13～16 配水系統と水質検査箇所のうち「毎月検査」で示す箇所とします。

なお、次の項目については、以下の理由により水道法で規定する回数よりも頻度を増やし、全ての検査地点において、水道法で定める年4回の検査より多い、年12回検査を実施します。

### 【検査頻度を増やす項目について】

#### ア 項目

「亜硝酸態窒素」「硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素」「フッ素及びその化合物」「塩素酸」

#### イ 理由

- ・「亜硝酸態窒素」「硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素」  
一部の地下水水源において一定量の検出がみられ、水質状況の変動を監視するため
- ・「フッ素及びその化合物」  
一部の地下水において地質由来の検出がみられ、通常時の水質状態を示す指標となるため
- ・「塩素酸」  
塩素消毒剤の劣化によって生じる成分であり、給水栓水における留意項目であるため

## (3) 原水の水質試験項目 (表3)

水源水質の季節的な変動や水質の状況を把握するため、表3に示す39項目(水質基準項目のうち、浄水処理過程における消毒副生成物及び味を除く)を年1回以上実施します。

なお、表流水、伏流水及び浅井戸23か所のうち取水量が大きく、かつ水質状況に変動が起こりやすい12か所(表流水6か所:承元寺取水口、小河内浄水場取水口、蒲原第1取水口、蒲原第2取水口、由比第1取水口、由比第2取水口、伏流水1か所:門屋浄水場着水井、浅井戸5か所:与一取水場1号井・4号井、和田島浄水場取水施設1号井・2号井・3号井)については、11項目(一般細菌・大腸菌・亜硝酸態窒素・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素・フッ素及びその化合物・塩化物イオン・有機物・pH値・臭気・色度・濁度)を年8回、39項目全ての試験を年4回実施します。

12か所を除く表流水及び浅井戸11か所では、上記の11項目を年11回、39項目を年1回実施します。検査地点は、P.13～16 配水系統と水質検査箇所のうち「原水採水箇所」で示す箇所とします。

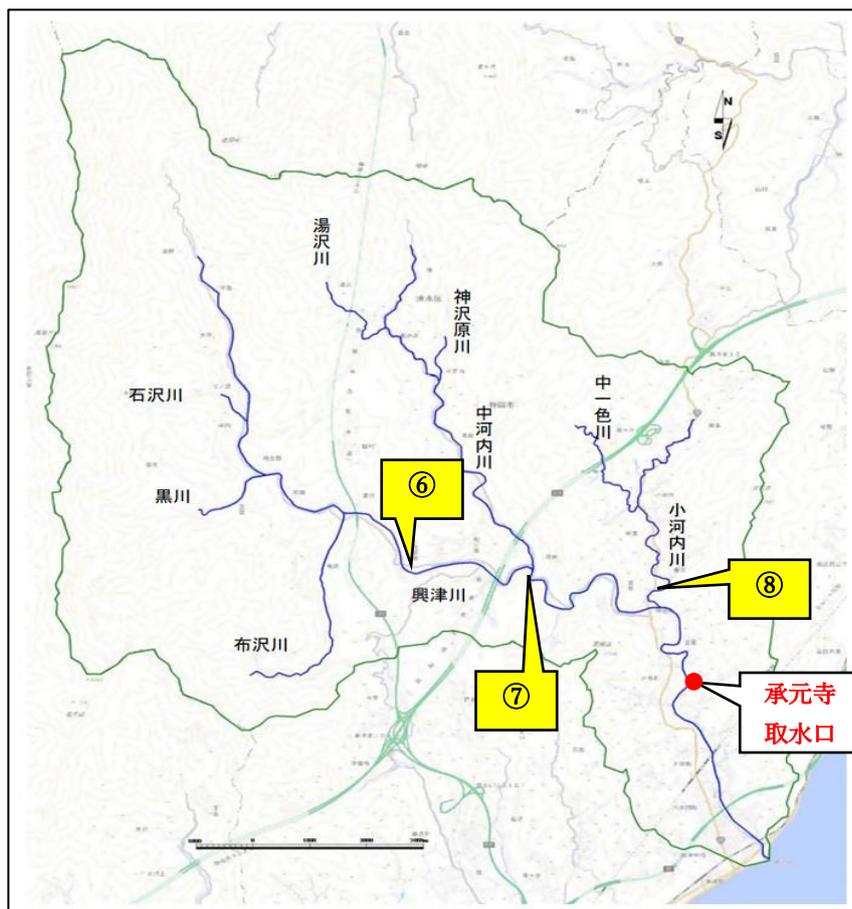
また、水道水源河川の安倍川水系と興津川水系において、上流域に8か所の調査地点を設定し、同じく11項目を年2回実施します。

【河川調査8地点】



安倍川水系	
1	上渡吊り橋 (安倍川)
2	犬沢橋 (安倍中河内川)
3	玉機橋 (安倍川)
4	曙橋 (安倍川)
5	富厚里橋 (藁科川)

出典：「安倍川水系河川整備計画（平成20年）」国土交通省 中部地方整備局  
安倍川水系流域図



興津川水系	
6	茂野島橋 (興津川)
7	高瀬橋 (中河内川)
8	和田橋 (小河内川)

出典：「興津川水系河川整備計画（平成 21 年）」静岡県

興津川水系流域図

#### (4) 水質管理目標設定項目（表 4）

水質基準には当たらないが、水道水中で検出の可能性があるので、水質管理上留意すべき項目として設定された水質管理目標設定項目については、主要な水源（原水 4 か所）とその配水系統末端を含む給水栓 9 か所において、年 1 回実施します。

検査地点は、P. 13～16 配水系統と水質検査箇所のうち、**太字表記**で示す箇所とします。

このうち農薬類については、水源流域での使用実績等を考慮して、上記(3)に示す水質状況に変動が起りやすい原水 12 か所と給水栓 2 か所（瀬名第一公園、三保ふれあい広場）を検査地点とし、散布時期に合わせて年 3 回に分けて実施します。

また、ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)については、給水栓水 42 か所（毎月検査実施地点のうち、門屋浄水場内、谷津公園、鳥坂西公園、吉原自治会館、上原河川用地、六本松公園の 6 か所を除く）で検査を実施します。

なお、「農薬類」及び「ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)」については、水道法第 20 条第 3 項の登録水質検査機関（以下、「登録水質検査機関」）に委託します。

(5) クリプトスポリジウム等対策関係項目 (表5)

「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」を踏まえ、過去の試験結果などから原水ごとにクリプトスポリジウム等による汚染のおそれを判断し、すべての原水採水箇所において表5に示す検査項目と頻度で実施します。

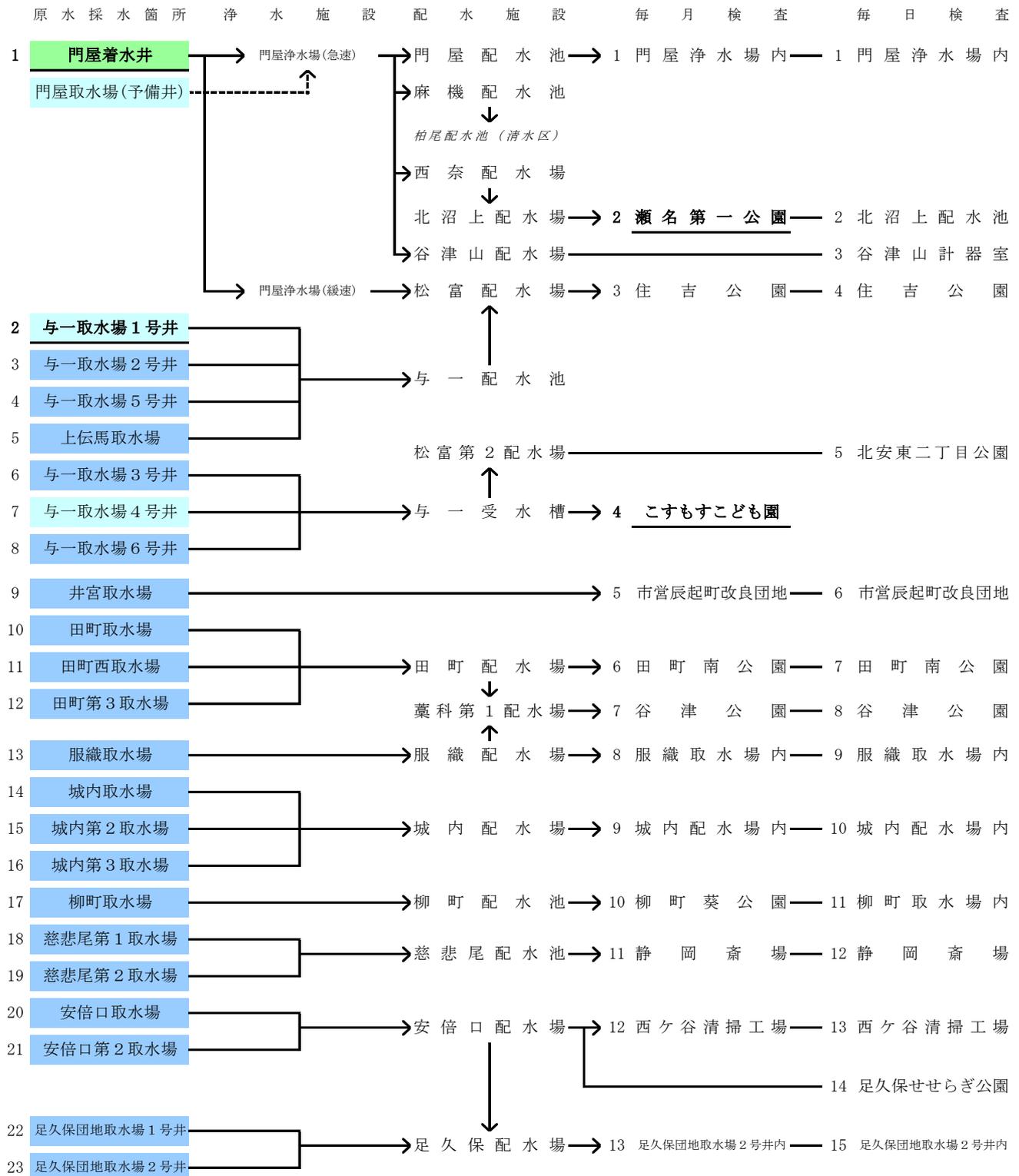
また、河川調査8か所については、指標菌の検査を年2回実施します。

なお、「指標菌 (嫌気性芽胞菌)」「クリプトスポリジウム及びジアルジア」の検査は、登録水質検査機関に委託します。

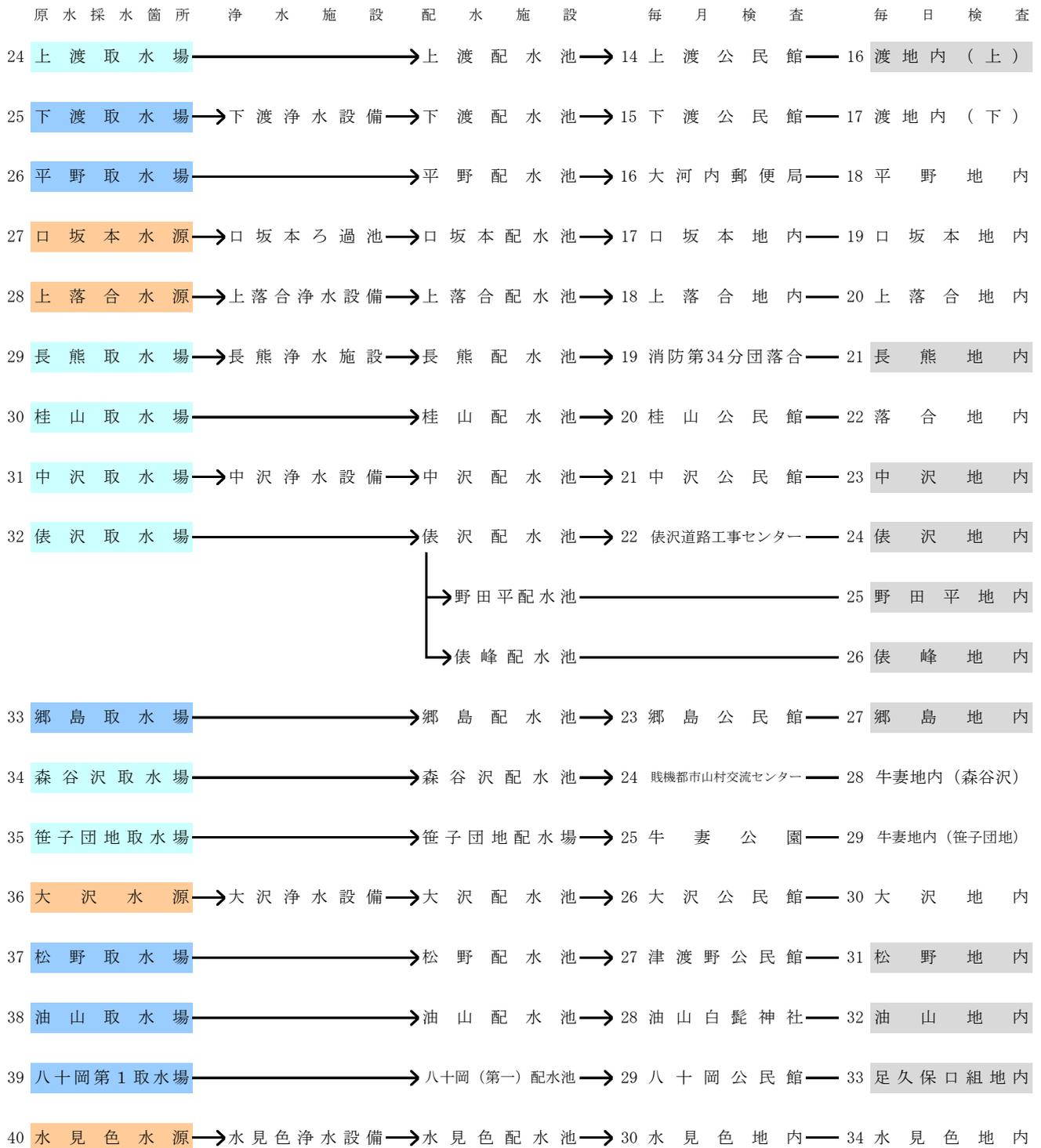
原水の汚染レベルは、P. 2～4 「2 (2) 施設の概要」で示します。

## (6) 配水系統と水質検査箇所

### ア 葵区

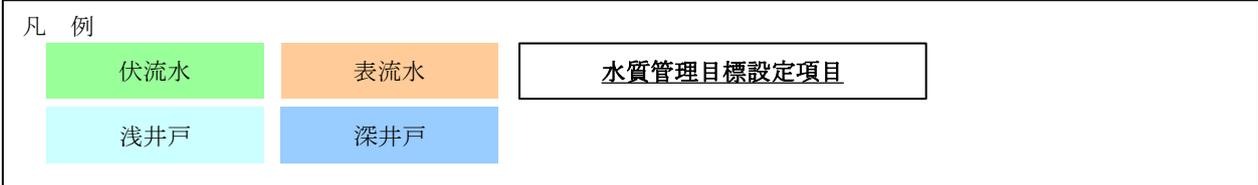
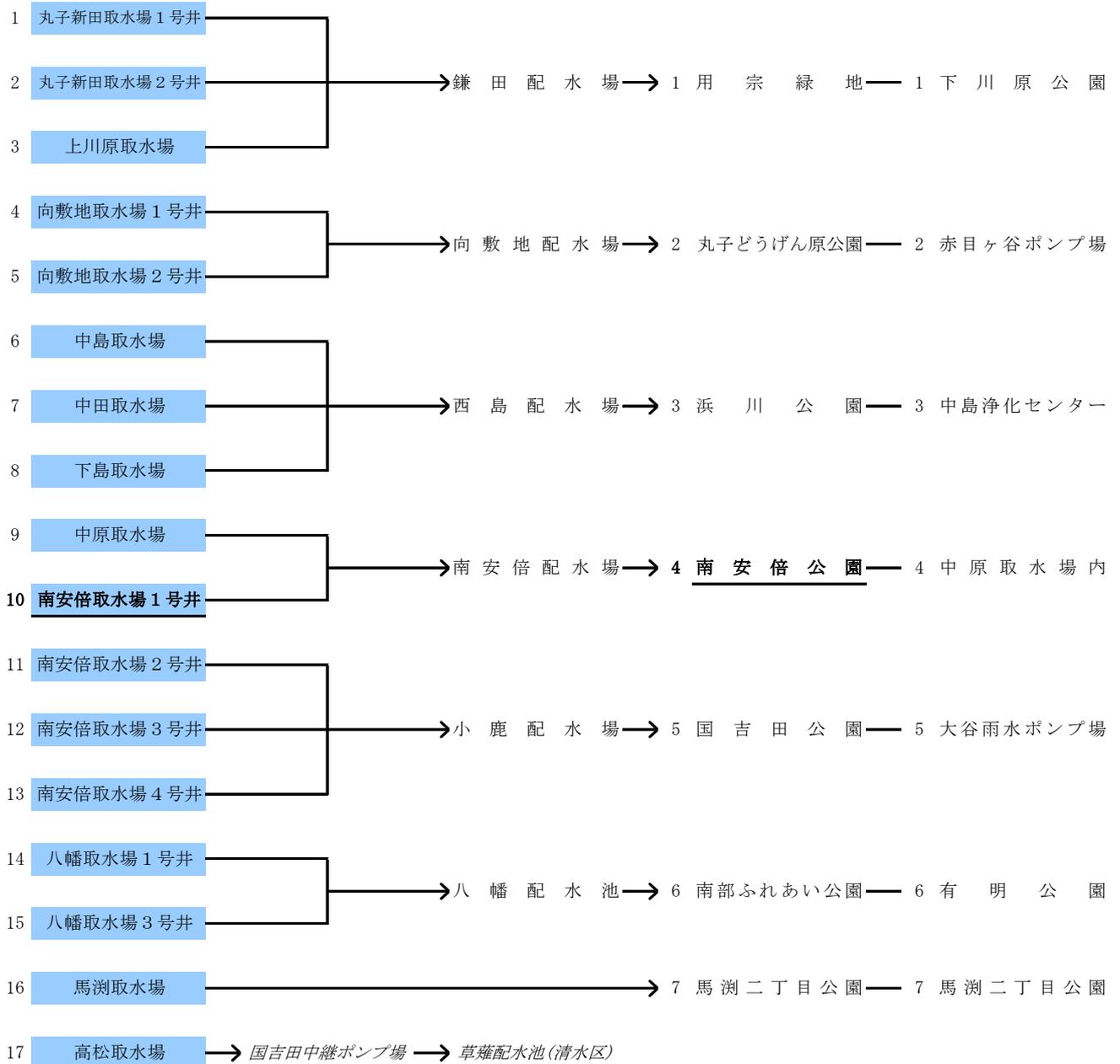


取水停止中（足久保取水場・桜町取水場）：施設の再稼働時は、適切な検査地点を選定し水質検査を実施します。



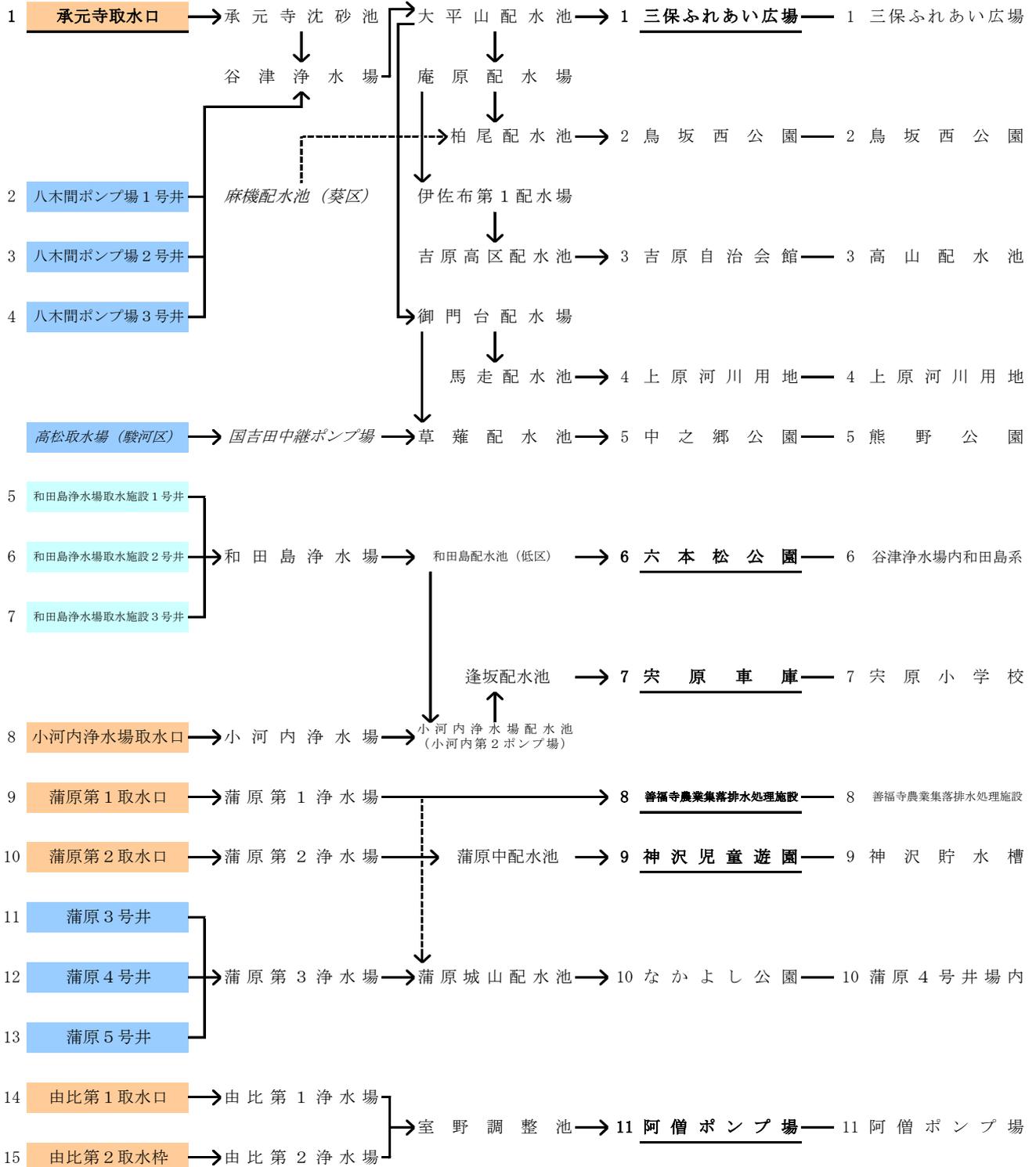
イ 駿河区

原水採水箇所 浄水施設 配水施設 毎月検査 毎日検査



ウ 清水区

原水採水箇所 浄水施設 配水施設 毎月検査 毎日検査



凡例			
伏流水	表流水	水質管理目標設定項目	
浅井戸	深井戸		

【表2】 水質基準項目（給水栓水）

分類	No.	項目	基準値	頻度 (回/年)	法令で定められている 検査頻度	
健康に関する項目	病原生物	1	一般細菌	100 個/mL 以下	12	月 1 回以上
		2	大腸菌	検出されないこと	12	
	重金属	3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L 以下	4	3 か月に 1 回以上
		4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L 以下	4	
		5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L 以下	4	
		6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L 以下	4	
		7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L 以下	4	
		8	六価クロム及びその化合物	0.02 mg/L 以下	4	
	無機物質	9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L 以下	12	
		10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L 以下	4	
		11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L 以下	12	
		12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L 以下	12	
		13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L 以下	4	
	一般有機化学物質	14	四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	4	
		15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	4	
		16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	4	
		17	ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	4	
		18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	4	
		19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	4	
		20	ベンゼン	0.01 mg/L 以下	4	
	消毒副生成物	21	塩素酸	0.6 mg/L 以下	12	
		22	クロロ酢酸	0.02 mg/L 以下	4	
		23	クロロホルム	0.06 mg/L 以下	4	
		24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下	4	
		25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L 以下	4	
		26	臭素酸	0.01 mg/L 以下	4	
		27	総トリハロメタン	0.1 mg/L 以下	4	
		28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下	4	
		29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L 以下	4	
		30	ブロモホルム	0.09 mg/L 以下	4	
		31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L 以下	4	
水道水が有すべき性状に関する項目	色	32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L 以下	4	
		33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L 以下	4	
		34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L 以下	4	
		35	銅及びその化合物	1.0 mg/L 以下	4	
	味	36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L 以下	4	
	色	37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L 以下	4	
	味	38	塩化物イオン	200 mg/L 以下	12	月 1 回以上
		39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg/L 以下	4	3 か月に 1 回以上
		40	蒸発残留物	500 mg/L 以下	4	
	発泡	41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L 以下	4	
	におい	42	ジェオスミン	0.00001 mg/L 以下	4	原因藻類発生時期に 月 1 回以上
		43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L 以下	4	
	発泡	44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L 以下	4	3 か月に 1 回以上
	におい	45	フェノール類	0.005 mg/L 以下	4	
	味	46	有機物（全有機炭素(TOC)の量）	3 mg/L 以下	12	月 1 回以上
基礎的性状	47	pH値	5.8 ~ 8.6	12		
	48	味	異常でないこと	12		
	49	臭気	異常でないこと	12		
	50	色度	5 度以下	12		
	51	濁度	2 度以下	12		

【表 3】 原水水質試験項目

No.	項目	頻度 (回/年)			
		表流水、伏流水、浅井戸 23 か所		深井戸 49 か所	河川調査 8 か所
		12 か所 <sup>※1</sup>	左欄を除く 11 か所		
1	一般細菌	12	12	1	2
2	大腸菌	12	12	1	2
3	カドミウム及びその化合物	4	1	1	—
4	水銀及びその化合物	4	1	1	—
5	セレン及びその化合物	4	1	1	—
6	鉛及びその化合物	4	1	1	—
7	ヒ素及びその化合物	4	1	1	—
8	六価クロム及びその化合物	4	1	1	—
9	亜硝酸態窒素	12	12	1	2
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	4	1	1	—
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	12	12	1	2
12	フッ素及びその化合物	12	12	1	2
13	ホウ素及びその化合物	4	1	1	—
14	四塩化炭素	4	1	1	—
15	1,4-ジオキサン	4	1	1	—
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	4	1	1	—
17	ジクロロメタン	4	1	1	—
18	テトラクロロエチレン	4	1	1	—
19	トリクロロエチレン	4	1	1	—
20	ベンゼン	4	1	1	—
32	亜鉛及びその化合物	4	1	1	—
33	アルミニウム及びその化合物	4	1	1	—
34	鉄及びその化合物	4	1	1	—
35	銅及びその化合物	4	1	1	—
36	ナトリウム及びその化合物	4	1	1	2
37	マンガン及びその化合物	4	1	1	—
38	塩化物イオン	12	12	1	2
39	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	4	1	1	2
40	蒸発残留物	4	1	1	—
41	陰イオン界面活性剤	4	1	1	—
42	ジェオスミン	4	1	1	—
43	2-メチルイソボルネオール	4	1	1	—
44	非イオン界面活性剤	4	1	1	—
45	フェノール類	4	1	1	—
46	有機物 (全有機炭素(TOC)の量)	12	12	1	2
47	pH値	12	12	1	2
49	臭気	12	12	1	2
50	色度	12	12	1	2
51	濁度	12	12	1	2

No. は【表 1】水質基準項目 (給水栓水) の No. に対応しています。

浄水処理過程における消毒副生成物である No. 21~31 の 11 項目及び No. 48 の味は試験を行いません。

※ 1 表流水 6 か所 (承元寺取水口、小河内浄水場取水口、蒲原第 1 取水口・第 2 取水口、由比第 1 浄水場着水井・第 2 浄水場着水井)、  
伏流水 1 か所 (門屋浄水場着水井)、浅井戸 5 か所 (与一取水場 1 号井・4 号井、和田島浄水場取水施設 1 号井・2 号井・3 号  
井)。水質状況や取水量から影響の大きさを考慮し、全項目試験を年 4 回実施します。

※ 2 予備水源については、稼働時速やかに全項目試験を行い、その後必要とする頻度で水質試験を行います。

【表 4】 水質管理目標設定項目

No.	項目	目標値	頻度 (回/年)	
			原水 4 か所 <sup>※1</sup>	給水栓水 9 か所 <sup>※2</sup>
1	アンチモン及びその化合物	0.02 mg/L 以下	1	1
2	ウラン及びその化合物	0.002 mg/L 以下 (暫定)	1	1
3	ニッケル及びその化合物	0.02 mg/L 以下	1	1
5	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	1	1
8	トルエン	0.4 mg/L 以下	1	1
9	フタル酸ジ (2-エチルヘキシル)	0.08 mg/L 以下	1	1
10	亜塩素酸	0.6 mg/L 以下	— <sup>※3</sup>	— <sup>※3</sup>
12	二酸化塩素	0.6 mg/L 以下	— <sup>※3</sup>	— <sup>※3</sup>
13	ジクロロアセトニトリル	0.01 mg/L 以下 (暫定)	— <sup>※4</sup>	1
14	抱水クロラール	0.02 mg/L 以下 (暫定)	— <sup>※4</sup>	1
15	農薬類	1 以下 <sup>※5</sup>	※6	※6
16	残留塩素	1 mg/L 以下	—	1
17	カルシウム、マグネシウム等 (硬度) <sup>※8</sup>	10 ~100 mg/L	1	1
18	マンガン及びその化合物 <sup>※8</sup>	0.01 mg/L 以下	1	1
19	遊離炭酸	20 mg/L 以下	1	1
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3 mg/L 以下	1	1
21	メチル- t -ブチルエーテル	0.02 mg/L 以下	1	1
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L 以下	1	1
23	臭気強度 (TON)	3 以下	1	1
24	蒸発残留物 <sup>※8</sup>	30 ~200 mg/L	1	1
25	濁度 <sup>※8</sup>	1 度以下	1	1
26	pH 値 <sup>※8</sup>	7.5 程度	1	1
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1 ~ 0	1	1
28	従属栄養細菌	2000 個/mL 以下 (暫定)	12	12
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	1	1
30	アルミニウム及びその化合物 <sup>※8</sup>	0.1 mg/L 以下	1	1
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOA)	0.00005 mg/L 以下 (暫定)	—	※7

No. 4、6、7及び11は欠番です。

※1 承元寺取水口 (表流水)、門屋浄水場着水井 (伏流水)、与一取水場 1 号井 (浅井戸)、南安倍取水場 1 号井 (深井戸)

※2 瀬名第一公園、こすもすこども園、南安倍公園、六本松公園、宍原車庫、三保ふれあい広場、善福寺農業集落排水処理施設、神沢児童遊園、阿僧ポンプ場

※3 消毒剤として二酸化塩素を使用していないため実施しません。

※4 浄水処理過程における消毒副生成物であるため実施しません。

※5 農薬類には対象農薬 (115 種類) ごとに目標値が設定されています。各農薬の検出値を目標値で除した値の総和が 1 以下です。

※6 防除暦等を参考に使用農薬と散布時期を考慮して、表流水 6 か所 (承元寺取水口、小河内浄水場取水口、蒲原第 1 取水口・第 2 取水口、由比第 1 浄水場着水井・第 2 浄水場着水井)、伏流水 1 か所 (門屋浄水場着水井)、浅井戸 5 か所 (与一取水場 1 号井・4 号井、和田島浄水場取水施設 1 号井・2 号井・3 号井)、給水栓水 2 か所 (瀬名第一公園、三保ふれあい広場) で実施します。

※7 給水栓水 42 か所 (毎月検査実施地点のうち、門屋浄水場内、谷津公園、鳥坂西公園、吉原自治会館、上原河川用地、六本松公園の 6 か所を除く) で検査を実施します。

※8 水質管理目標設定項目としての検査とは別に水質基準項目として実施します。

【表5】 クリプトスポリジウム等対策関係項目

No.	項目	頻度 (回/年)					
		レベル4 10 か所	レベル3		レベル2 6 か所	レベル1 48 か所	河川調査 8 か所
			施設未整備 1 か所 <sup>※1</sup>	施設整備済 7 か所 <sup>※2</sup>			
1	指標菌 (大腸菌・嫌気性芽胞菌)	12	12	12	12	1	2
2	クリプトスポリジウム、ジアルジア	1	4	1	1	—	—

過去の試験結果などから水道原水ごとにクリプトスポリジウム等による汚染のおそれを判断し、それに応じたレベル分けをして試験頻度を設定しています (平成 19 年 3 月 30 日付健水発第 0330005 号「水道水中のクリプトスポリジウム等対策の実施について (通知)」別添「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」)。

※1 森谷沢取水場

※2 伏流水 1 か所 (門屋浄水場着水井)、浅井戸 5 か所 (長熊取水場、中沢取水場、和田島浄水場取水施設 1・2・3 号井)、深井戸 1 か所 (下渡取水場)

## 5 臨時の水質検査

水道水源などで以下のような事態が生じ、給水栓の水が水質基準に適合しないおそれがある場合は、臨時の水質検査を行います。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき
- (2) 水源に異常があったとき
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき
- (4) 浄水過程に異常があったとき
- (5) 配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- (6) その他特に必要があると認められるとき

検査項目は、一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)、pH 値、味、臭気、色度及び濁度の 9 項目については必ず実施し、その他異常が認められる項目、異常のおそれがある項目など、状況に応じて実施します。

検査地点は、供給される水が水質基準に適合するかどうかを確認できる場所 (浄・配水場の出口及び配水系統末端の給水栓など) を選定して行います。なお、水質異常が収束し、安全性が確認できるまで検査を継続して行います。

## 6 水質検査方法

水質基準項目、毎日検査項目及び水質管理目標設定項目の検査方法は、国が定めた水道水の検査方法 (「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」等) で行います。その他の項目は、上水試験方法 (日本水道協会編) 等によって行います。

## 7 水質検査計画及び水質検査結果の公表

水質検査計画及び水質検査結果は、静岡市ホームページで公表します。  
水質調査などの検査結果詳細については、「水質年報」を作成して公表します。  
(水質年報は、静岡市ホームページで閲覧できます。)



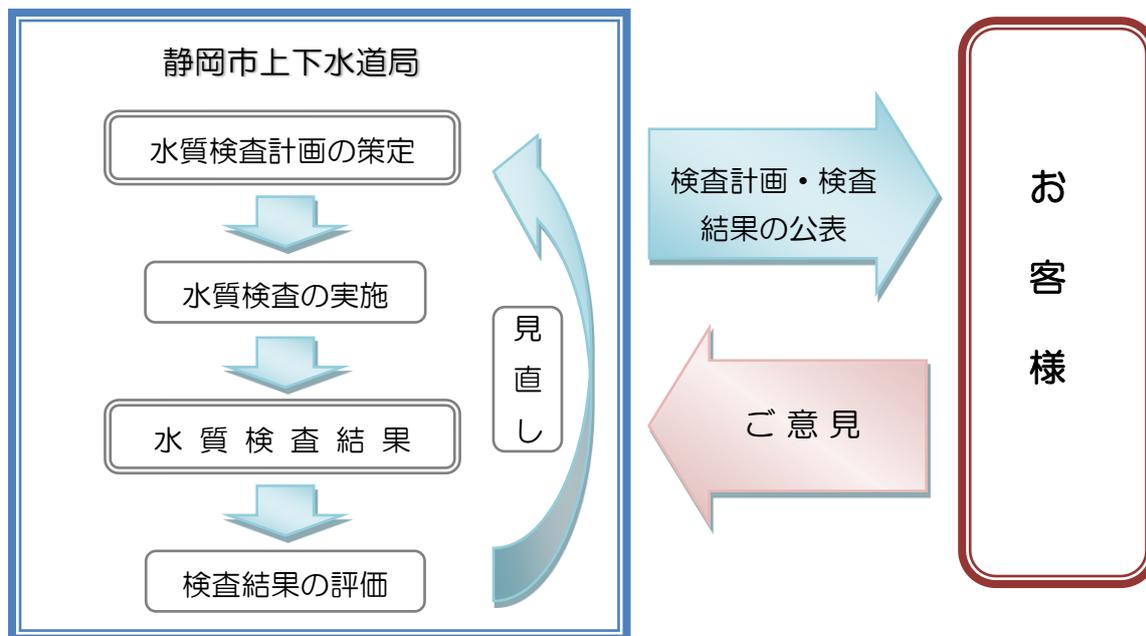
静岡市ホームページ（水質管理課）

<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s3826/s001029.html>

(検索ワード：「静岡市 水質管理課」)

## 8 水質検査結果の評価及び水質検査計画の見直し

水質検査結果は、検査地点ごとに、各検査項目の検出濃度の最高値や平均値を水質基準等や過去の結果と比較及び評価をし、翌年度の水質検査計画における検査項目や頻度の設定に反映していきます。  
また、お客様からお寄せいただいた意見も、水質検査計画の見直しの参考とさせていただきます。



「水質検査計画」の体系概念図

## 9 水質検査の精度と信頼性の保証

静岡市上下水道局では、水質検査における測定値の信頼性確保のため、正確かつ精度の高い検査体制を整えています。

### (1) 水質検査の精度

原則として、基準値及び目標値の1/10以下を定量下限値とし、定量下限値付近においても精度の高い測定に努めます。また、環境省が実施する外部精度管理に参加するほか、内部精度管理を実施し、高い検査精度の維持と向上に努めます。

### (2) 信頼性の確保

水道 GLP（水道水質検査優良試験所規範）の認定を取得し、令和4年5月には3度目の認定更新を受けました。

### (3) 妥当性の評価

「水道水質検査方法の妥当性評価ガイドライン」に基づいて各検査項目における検査方法の妥当性を評価し、水質検査の信頼性を確認しています。

## 10 関係者との連携

水道水が原因で健康被害等が発生した場合には、市保健衛生医療部などの関係部局と連携して水質検査等の対応を行います。

また、水道水源河川で水質汚染事故が発生した場合には、国、静岡県、静岡市関係部局等と連携し、情報交換を図りながら静岡市水質汚染事故対応マニュアルに基づき、迅速に現地調査を行うとともに、取水施設、浄水施設で適切な対策を実施します。